**○　運営推進会議（介護・医療連携推進会議）について**

地域密着型サービス事業者は、事業所が提供しているサービス内容等を明らかにすることにより、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質を確保することを目的として、運営推進会議（定期巡回・随時対応訪問介護看護にあっては介護・医療連携推進会議）を事業所ごと（併設の場合は一体でも可。）に設置・開催することが、義務付けられています。

・「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第34号）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 会議の名称 | 運営推進会議 | 介護・医療連携推進会議 |
| 会議の対象サービス  （介護予防も含む） | 小規模多機能型居宅介護  看護小規模多機能型居宅介護  認知症対応型共同生活介護  認知症対応型通所介護  地域密着型特定施設入居者生活介護  地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護  地域密着型通所介護  療養通所介護 | 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 |
| 会議の開催頻度 | 概ね２か月に１回以上  ※地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護は概ね６か月に１回以上（H30.4月改正点）、療養通所介護は概ね１２か月に１回以上  ※複数の事業所の合同開催について、次の要件を満たす場合に認める。（H30.4月改正点）  ① 利用者及び利用者家族については匿名とするなど、個人情報・プライバシーを保護すること。  ② 同一の日常生活圏域内に所在する事業所であること。  ③ 合同して開催する回数が、１年度に開催すべき介護・医療連携推進会議や運営推進会議の開催回数の半数を  超えないこと。（地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護は除く。）  ④ 外部評価を行う介護・医療連携推進会議や運営推進会議は、単独開催で行うこと。 | |
| 会議の構成員 | 1. 利用者、利用者の家族（利用者がサービス利用中に出席することは不可） 2. 地域住民の代表者（町内会役員・民生委員・老人クラブの代表等） 3. 市町村職員又は地域包括支援センターの職員 4. 当該サービスについて知見を有する者等 5. 地域の医療関係者（地方医師会の医師等、地域医療機関の医師等、医療ソーシャルワーカー等）   ※⑤は介護・医療連携推進会議のみ必要 | |
| 会議の内容 | 事業所はサービスの活動状況等を報告し、会議による評価をうけ、必要な要望・助言等を聞く機会を設ける  ・日常のサービス提供状況やイベント等の開催状況  ・事故やヒヤリハットの発生状況と今後の事故防止に向けた取組  ・利用者の健康管理や防災にかかる事業所の取組  ・地域連携の取組に関する報告　など | |
| 会議内容の公表 | ・利用者及びその家族に対して手交又は送付  ・介護サービス情報公表システム又は法人ホームページに掲載  ・事業所内の見やすい場所への掲示　など | |
| 会議の記録の保管 | 開催状況、開催内容等を報告書に記録 (５年間保存) | |
| 報告書の提出 | 毎年４月末日までに、前年度分を指導監査課へ提出 | |

・「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成18年厚生労働省令第36号）